

令和2年6月22日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分市坂ノ市南三丁目7番23号
株式会社建匠社
（代表取締役 亀山 真二）

2 処分日
令和2年6月15日

3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

株式会社建匠社は、令和2年5月19日、大分地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。

このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するに至った。

[問い合わせ先]

生活環境部循環社会推進課

廃棄物監視指導班

電話番号 097-506-3134・3129